

2024年6月号トピックス

歳入局による国内観光を支援するための税制措置の提案

仏暦 2567 (2024) 年 6 月 4 日、内閣は法人向けの国内研修セミナーを支援するための税制措置、個人向けの国内観光を支援するための税制措置、および歳入法典に基づく税制免除に関する勅令草案の原則を承認した。この措置は、オフシーズン (2024 年 5 月から 11 月) に国内観光を支援し、タイの観光セクターの持続的かつ包括的な回復を支援するとともに、観光および国内経済の刺激と回復を図るものである。

日本語訳 星澤

主題：歳入局は、労働者が解雇の際に雇用主から受け取る報酬について、個人所得税を免除する。

仏暦 2567 (2024) 年 6 月 18 日、内閣は、解雇に苦しむ労働者が個人所得税の負担を軽減できるよう、解雇の際に労働者が雇用主から受け取る解雇補償金に対する個人所得税免除の改正を原則として承認した。

クラーヤ・タンティテミット歳入局長官は、次の通り述べた。「財務省は、歳入局を通じて、労働者が解雇の場合に雇用主から受け取る報酬に対する個人所得税の負担を認識している。そのため、労働保護法および現在の状況により適合させるために、雇用解除に関する補償に対する個人所得税免除を改善するための歳入法に基づく省令 (第..号、B.E. ...) の草案を提案した。その詳細は次のとおりである。」 :

1. 労働者保護法または国営企業労働関係法に基づいて労働者が受け取る報酬を決定する場合、直近 300 日間の賃金を超えず 30 万バーツを超えない部分は個人所得税の計算に含まれないが、改正後は直近 400 日間の賃金を超えず 60 万バーツを超えない部分が個人所得税の計算に含まれないことになる。
2. 仏暦 2566 (2023) 年 1 月 1 日以降に受領する評価対象所得に適用される。

この省令が施行された場合、この省令により個人所得税が免除された解雇補償金について、納税者が確定申告を行い納税した場合、その確定申告期限の最終日から 3 年以内であれば、税金の還付を請求するために最新の確定申告書を提出することができる」と歳入局長は付け加えた。

日本語訳 星澤